

民間資金等活用事業推進委員会
第9回事業推進部会
議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

民間資金等活用事業推進委員会 第9回事業推進部会
議事次第

日 時：令和4年6月29日（水）10:00～11:51

場 所：オンライン開催

1 開 会

2 議 事

（1）優先的検討規程の策定の手引の見直しについて

（2）今後の事業推進部会での検討事項について

3 閉 会

○庄司企画官 それでは、定刻になりましたので、開会したいと思います。

ただいまから「民間資金等活用事業推進委員会第9回事業推進部会」を開催いたします。

本日は、お忙しい中御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は、構成員11名中、現時点で10名御出席いただいております。民間資金等活用事業推進委員会令に規定されている定足数である過半数に達しており、部会が成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、事務局で人事異動がございましたので、御報告させていただきたいと思います。

民間資金等活用事業推進室長の英でございます。

○英審議官 昨日付でPFI推進室長に着任いたしました英でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

実は、辞令をいただいてからまだ24時間とちょっとということで、委員の皆様には、本来、事前に御挨拶にお伺いすべきところ、こういった形でウェブの中でお会いする形になってしまったことをまずおわび申し上げたいと思います。

どうぞよろしくお願ひします。

PFIの関係は、この6月にアクションプランをつくりまして、それでまた大きく深掘りをする体制が決まったところでございます。より多くの自治体に、それからいろいろな施設で入れていただくために、きめの細かい対応が必要になると思います。

これから皆様のお知恵もいただきながら、そういった対応をしっかりと取っていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○庄司企画官 ありがとうございます。

それでは、進行させていただきます。

今回もウェブ会議システムを活用し、委員、専門委員、各省庁の傍聴者及び事務局はオンラインで参加していただいております。

傍聴されている方につきましては、カメラ及びマイクのボタンは押さないように御注意願ひします。

それでは、以後の議事につきましては、北詰部会長に進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○北詰部会長 部会長の北詰でございます。

聞こえますでしょうか。

○庄司企画官 はい。

○北詰部会長 よろしゅうございますね。

多分、今、委員11名がそろったと思いますので、11分の11で進めさせていただければと思います。

それでは、議事に入ります。

本日、議事は2つございまして、そのうちの1点目につきまして「優先的検討規程策定

の手引の見直しについて」でございます。

事務局から御説明願います。

○庄司企画官 それでは、事務局より、議事（１）について、資料１－１で御説明させていただきますと思います。

１ページをお開きいただければと思います。

昨年12月から議論を開始いたしました優先的検討規程の見直しでございますが、昨年6月の指針の見直しを踏まえまして、小規模団体での参考となる取組を追加する観点からの検討を進めてきたところでございます。

今回、その最終的な取りまとめを御報告し、改定版の手引を発出してまいりたいと考えてございます。

なお、先ほど審議官からございました新しいアクションプランにおきましては、PPP/PFIが自律的に展開する基盤の形成に向けて、優先的検討規程の実効性に向けた見直しの促進を掲げてございますので、今後も調査・検討を行いまして、手引の充実を図ってまいりたいと考えてございます。

２ページでございます。

全体の構成をこちらにお示ししているところでございます。

御議論いただきました中で、小規模自治体向けの情報が追加されたことが分かりやすいようにということで、Ⅸ章を追加する形で、ここに参考になる取組事例を4項目に分けた形で記載する形といたしております。

あわせまして、自治体の規模にかかわらず、有効と考えられる事項につきましては、留意点や参考ということで、ほかの章に追記する形を取っているところでございます。

３ページでございます。

改定内容の主なポイントをこちらでお示ししております。

前回の部会まででは、5点のポイントとして取り上げたところでございまして、これを検討のそれぞれの段階に応じまして、4つに振り分けて整理しているところでございます。

ポイントの1点目でございますが「優先的検討の開始時期と対象事業の捕捉」についてでございます。

負担軽減のために、構想段階から優先的検討を意識しまして、庁内の意思統一や情報収集を進めることが有効であることを記載してございます。

それから、事業担当課と連携し、早期の段階で検討対象事業を捕捉することで、手続の合理化が期待できる旨の追記をしているところでございます。

２つ目ですが「手続きの簡略化による負担軽減」についてでございます。

採用するスキームや基本構想段階での検討状況等により、簡易検討を省略し負担軽減が期待できることを明示してございます。

簡易検討においては、定性的評価やサウンディング結果の活用が可能であることを紹介しまして、そのひな型例も追加する形にしてございます。

前回の部会での御意見も踏まえてというところでもございまして、山口委員からは、定性的評価の活用につきましても、計画部会でも議論されています。多様な効果の整理が活用可能であると御指摘いただいているところでもございますが、現在、多様な効果につきましては、これから具体化に取り組んでいこうというところでもございまして、この検討の進捗に応じまして、こういったことについても引用するような形で検討していきたいと考えてございます。

3つ目でもございますが「優先的検討の対象事業の考え方」でもございまして、対象事業の裾野の拡大と、導入効果・負担増加のバランスを考慮する必要があると挙げた上で、事業費基準を柔軟に変更している例や、事業費以外の基準を設けている例を紹介しまして、各地方公共団体の状況に応じてカスタマイズすることが有効である旨の記載をしているところでございます。

こちらにつきましても、前回の部会では、山口委員からは、既存ストックの活用とか、維持管理も優先的検討の対象であることを明示していくべきと御指摘いただいたところでもございますが、新しいアクションプランでこれらの活用モデルの形成に取り組むことにしてございまして、こういったモデルケースの形成状況とともに、追記を考えていければと思っております。

また、福島委員からは、広域化やバンドリングにより事業費自体を引き上げる仕組みについても言及してはと御意見をいただいているところでもございますし、難波委員からは、特定事業の後からの追加などの柔軟な運用、活用できる支援の追加といった工夫も必要と御指摘いただいているところでもございます。

これにつきましては、前回の部会の中でも、事務局より御回答させていただきましたように、広域化などの記述は必要であるところではありますが、かなり難易度の高い応用編の取組かというところでもございますので、今後、モデル的な検討を進めていきたいと考えてございますので、その取組状況を踏まえた追記なども検討していければと思っております。

また、横山委員からは、事業費が少なくても、公民連携手法を活用すべきという強いメッセージを出すことが必要と御指摘もいただいているところでもございますが、今回、自治体の取り組みやすさとのバランスを考慮する必要があるかというところで、今回は事例を中心に記述することにさせていただきます。

新しいアクションプランでは、総合管理計画におけるPPP/PFIの活用を位置づけまして、積極的にフォローすることを掲げてございますので、こういったものが優先検討にも生かされるように、取組強化を図ってまいりたいと考えてございます。

最後の4点目は「庁内体制の整備」でもございまして、規程に各部署の役割を明らかにした推進体制や運用のフローを位置づけまして、庁内の優先的検討体制を構築することが重要である旨の追記をさせていただきます。

取りまとめ部門を置きまして、各部門への支援体制を確保して、規程の運用の円滑化を

図っている事例を紹介しているところでございます。

前回の部会の中では、取りまとめ部門を置くことに関しては、取りまとめ部門を具体的に書き下すべきと御指摘もいただいたところございまして、手引の本文におきましては、企画系の部署、公共施設等管理計画を所管するなど、アセットマネジメント系の部署、行革を所管する部署などという形で具体的に記述しているところでございます。

それから、これら以外の部分でございますが、例えば宇野委員からも御指摘がありました次期事業検討や公共施設等総合管理計画等、ほかの計画との連携、構想段階などの上流からの検討を視覚的に取り上げやすいようなフロー図。

それから、渡辺委員から御指摘がありましたところですが、事業者との連携の強化の必要性を踏まえまして、地域プラットフォームの活用や民間事業者からの提案の活用といったことにつきましては、自治体の規模にかかわらず、留意すべき点と考えまして、II章の「留意点」といったところなどに追記しているところでございます。

事務局からの説明は、以上になります。

○北詰部会長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明について、委員の先生方から御意見、御質問等を受け付けたいと思いますが、挙手ボタンを押していただきますと、こちらから順次、指名させていただきます。

御意見、コメントがある方は、挙手ボタンをお願いします。

大体2～3名の方の御意見をまとめてお伺いして、事務局からお答えいただくような形式を取りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

いかがでしょうか。

では、まず、山口部会長代理からお願いいたします。

○山口委員 御説明ありがとうございました。

1点気になるのが、3番の優先的検討規程の対象事業の考え方で、対象事業の考え方といいながら、基本的には事業費基準の話しか書いていないのです。対象事業の考え方といった場合に、PPP/PFIでどの範囲の事業を対象にするのかというのがタイトルから想定されることなのですが、事業費基準のことしか書いていない。

先ほども御説明があったのですが、人口20万人未満の規模の小さい自治体が優先的検討規程をこれまで策定していない主な理由として考えられるのは、これまでPPP/PFIは施設整備を伴う事業であると。そうした場合、人口が非常に少ない、規模の小さい自治体ですと、主に財政制約があって、新規の整備案件はほとんどないと。なので、うちはあまり関係ないなということで、優先的検討規程を策定する必要性を感じないと。

そういったところが大きいのではないかと思うのですが、今回のアクションプランの中で、PPP/PFIの範囲を拡張していくといった中で、既存ストックの有効活用、あるいは既存ストックやインフラの維持管理における包括的民間委託等、あるいは広域化によって施設整備を行っていくといったところをPPP/PFIの射程として広げて、そこもきちんと強力で推進していこうと。

そういう話になっている中で、人口20万人未満の自治体においては、そういった既存ストックやインフラの維持管理、有効活用とか、広域化による施設整備といったところをきちんと優先的検討規程の射程に入れないと、なかなか優先的検討規程を策定する必要性を感じないところにありますので、対象地域の考え方のところで、アクションプランのどこを見てほしいということでもいいのですが、その辺りはもう少しクリアに明記したほうがいいのではないかと思います。

以上です。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

今のところ、山口委員からの御意見だけです。これで1回、事務局、お答えいただけますか。

○庄司企画官 御指摘ありがとうございます。

確かに現在の指針は、対象事業に関しては、事業費の基準について言及していることもありまして、こういう手引の作り方になってきているところはあると思いますが、御指摘の点は非常に大きなポイントかと思っておりますので、そこに一旦はちゃんと目を向けてもらえるように、何か追記する方法を考えさせていただいて、反映できればと思いますので、検討させていただければと。「対象事業」という項目のところにも何かしら書かせていただくようにしたいと考えてございます。

○北詰部会長 私からもかぶせるような言い方で申し訳ないのですが、実際、小さな自治体の現場の方々は、自分の担当しているプロジェクトが当該の対象になるのだというのは、具体的にその分野というか、そのプロジェクト、例えばうちのところが抱えているインフラの維持管理なのとか、広域化を考えている、隣の自治体と一緒にやるこの事業なのだと、まずはそこから意識を始めるような形にもなりますので、ぜひここが明確に意識できるように、例えばアクションプランのここを見ろみたいなのも構わないのは確かにそうだと思いますので、こういう形で反映していただければと思います。

では、難波委員、手が挙がっているようですので、よろしくお願いします。

○難波委員 難波です。

○北詰部会長 すみません。カメラを少し下げてください、お顔が見えるように。申し訳ない。

○難波委員 申し訳ありません。

難波です。

先ほど山口委員からも御指摘があったところで、規模の話だけだと、小さな自治体はあまり関心がないというか、自分たちのこととして考えていただけないところはかなりあるかと思うのです。

今回、体制のところ、公共施設と総合管理計画に関連している部門等との連携をうたっていただいているので、そういったところをもう少し押し出させていただくとか、小規模自治体ほど地元の企業さんとの関連性、あるいは地元企業をどうやって使うかというところ

ろでの関心が高いと思うので、そういった地域の事業者が活躍できる分野みたいなところへの視点みたいなのが少し書き込まれたりすると、もう少し響き方が違うのかなと。

単純に10億円とか1億円という区切り方ではなくて、地元の事業者とこれまで連携してやってきていることをPPP的な捉え方で、新しい事業として起こせるのかなとか、いろいろなことを考えていただくきっかけにさせていただけるような文言があると、少しは響くかなと思いました。

以上です。

○北詰部会長 ありがとうございます。

ほかの委員の先生方、御意見がございましたら。

では、難波委員の御発言も、山口委員の御発言にかなりかぶるところがありますが、事務局、もしコメントがございましたら、よろしくお願いします。

○庄司企画官 難波委員、御指摘ありがとうございます。

お二方からの御指摘を踏まえた形で書いていければと思っています。

今、留意点というところで共通的、補足的なことを書き足していると御説明させていただきましたが、例えば優先的検討を開始する時期に関しましては、基本構想とかいろいろな総合計画をつくることからということで、その辺が視覚的に見えるようなフローを出させていただいているところもありますので、そういったところも引用しながら、こういう段階からこういう計画とも連携しながら、こういう感じのプロジェクト、維持管理とか公的不動産の活用といったものも含めて検討の対象なのですよということが見てとれるような書き方で書き加えるようにしていきたいと考えております。

○福永参事官 参事官の福永です。

今回の御指摘の部分は、アクションプランが決定した中でも、今後の方向性はこのようになっていくのだというところは、うまくアクションプランも引っ張り出しながら書いていける部分と思います。

また、今回の改定は、昨年度に御議論いただいて、事例を集めてきている中からの御紹介となっておりますので、今回の御指摘のうち、自治体の方により理解いただくために、さらに充実が必要な部分はもうちょっと。

今回の改定は、取りあえず改定させていただいた上で、さらにまた事例を集めたりして、そういった意味での充実を図ることも含めて対応させていただければと思っています。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

多分、マイクの位置か何かの問題だと思うのですが、英審議官に御発言いただくのに、少し聞き取りにくいので、聞き取りやすいように、誰か現場でマイクを真正面にするとかしていただきますとよろしいかと思います。

その都度その都度やっていただくのは面倒くさいのですが、ちょっと聞き取りにくい部分があって、多分、ほかの委員の先生方もそんな感じで、耳を押さえていたりされていた方がいらっしまったので、そういうことだと思いますので、御配慮いただければと思いま

す。

ありがとうございます。

もしほかにございましたら。

では、村松委員、よろしく申し上げます。

○村松専門委員 ありがとうございます。

今回の規程策定の手引の見直しをどうもありがとうございます。丁寧に拾い上げていただきました。

さっきの委員の方々が既におっしゃったこととかぶってくるのですが、今回追加いただきました小規模自治体向けの章につきまして「優先的検討の対象事業の考え方」のところ です。

こちらへの記載内容で、今までおっしゃっていただいた内容にかぶせてという形になるのですが、対象外事業を記載していらっしゃる自治体の事例を挙げていらっしゃるの若干気になったところでございました。

それぞれの事情があって対象外とされるものを明記していらっしゃるのだとは思いますが、これを柔軟に捉えることとしておりますという自治体の例であれば、概念としてはそういったものはあるのだけれども、実務運用ではそれにこだわる必要もないのだとポジティブに捉えていただくとおっしゃるのですが、もしそういったものがないと、対象外と決めてしまったら、もうこれはやらなくていいのだ、スコープ外なのだと考えられることにならないよう、むしろ積極的にいろいろなことを柔軟に考えるといいのだよといった後押しをしていただければと考えました。

あと、4番の「庁内体制の整備」の中で大変いいなと思ったのは、規程策定体制そのものの事例を挙げていただいていたことです。

今から新しい規程をつくることになりますので、一体どこの部署が音頭を取って、実際の実行面まで考えた形で体制を組むのだといったところで、具体的な部署名を出していただいた上で体制をお示しいただいたのは、投資になるかなと拝見いたしました。

これは手引そのものの話ではないのですが、以前、規程類につきましては、平成28年、平成29年ですか、策定の手引説明会という形で全国各箇所を回られて、多数の自治体の方々に御参加いただいたことを拝見しております。

今回もまた説明会という形で、今度はターゲットが規模の小さいところも含めてということになりますので、説明会を開催されると思いますが、リモート開催ができますので、さすがに全国津々浦々行かなくても大丈夫という形で、皆様の労力も少し削減して、かつ、御参加される方が参加しやすいような形で御提供いただければと思います。

以上となります。

ありがとうございます。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

どうでしょうか。福島委員、手が一瞬挙がっていたように思ったのですが、よろしい

ですか。

○福島専門委員 挙げていました。

○北詰部会長 よろしく申し上げます。

○福島専門委員 まずは、取りまとめをありがとうございます。お疲れさまでした。

私からは、前の部会でバンドリングという話をさせていただいて、応用編なのでとさっきちらっとお話しされていて、それほど応用編でもないのになと思いつながら聞いていたのですが、よく見ていると、一応、取組等とはなっていますが、形態としてはほぼ小規模自治体の事例集のような書き方になっているのかなと思っています。

今の村松委員のお話にもリンクするのですが、事例集は事例集でよい。そうすると、ほかの同じような自治体もこのようなことをやっているのねということで、それでインセンティブ、モチベーションが湧いてくるという利点はあると思うのですが、逆に事例に引張られるところがきっとあるかなと思っています。

そうすると、必ずしも理念どおりではないとか、そこで限定的になってしまう部分という弊害はあるのかなと思いますので、別にこの事例集で同様の自治体のモチベーションを高めるというやり方は、もちろん否定するものではないのですが、例えばここはこうなのだけれども、このようなやり方もありますよと一言書いていただいて、理念も少し加えていただいたほうが、今だとほぼ事例集というタイトルにしてもいいぐらいの感じになっているので、その辺を少し補足されてはどうかと思っています。

以上です。

○北詰部会長 ありがとうございます。

では、下長委員にも御発言いただいて、お三方の意見について、後で事務局でお答えいただきたいと思います。

下長委員、よろしく申し上げます。

○下長専門委員 私からは1点確認なのですが、出来上がった規程集の29ページに、手続の簡易化というところがありまして、そこに、従来の通常のPFIの場合は、おおむね4年程度のものが、簡略化すると2年半から3年程度に短縮できる、という記述があるのです。

ここのおおむね4年程度というのが、PFIは4年もかかるのだという印象を強く与えるのですが、そのページに図がありまして、この図を見ると、その4年の内訳について「基本構想」「基本計画」「導入可能性調査」で2年8か月、その後の「実施方針公表」からは1年6か月ということになっています。

私の経験からすると、前半の「基本構想」「基本計画」「導入可能性調査」の2年8か月は、施設の内容にも依るところはあるのですが、通常「導入可能性調査」は半年程度で行っていると思いますので「基本構想」「基本計画」で2年丸々かけている設定になっています。「基本構想」「基本計画」はPFIだけの話ではなく従来方式でも必要な工程なので、PFIが4年もかかるとか、短くしても2年半から3年程度かかるというのは「基本構想」「基本計画」の期間を含んでの記述と言えます。この記述についてはPFIの場合には4年もか

かるという印象を与えないように、もう少し上手く書けるのではないかと思いますので、御検討いただければと思います。以上です。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

どうしましょう。

取りあえず、このお三方の御意見に対しての御反応でいきたいと思います。

事務局、御説明をお願いします。

○庄司企画官 御意見ありがとうございます。

村松委員からは、対象事業について、柔軟にいろいろな発想をとるところだと思えますので、その前の御意見も踏まえまして、その辺りの理念的なところをしっかりと書き込んでいくことを考えたいと思います。

それから、策定したものを周知していくところも、今の新しいアクションプランでも、いかにそういった情報を伝えていくかということ是非常に重視しているところがございますし、今年に入りましていろいろな説明会、例えばオンラインでの説明会を開催して、その状況はYouTubeを使って見逃し配信をしたり、いろいろな取組も始めていっているところがございますので、より強化していければと思っているところがございます。

それから、福島委員からも御指摘いただいているところがございますが、補足的な説明は、皆さん共通するところかと思えます。事例を集めて参考にしておられるという趣旨で構成してございますが、工夫を考えたいと思います。

あと、下長委員から御指摘の部分で、このフローに関しましては、平成26年6月の簡易化マニュアルということで、古い情報ではあるのですが、一定の整理をするところという形。

その後、いろいろな取組が進んでいるので、これが一概にこうだということでもないかもしれないので、あまり数字で何年から何年と強調するのは、もしかしたら得策ではないというところは、確かに御指摘の部分はあるかという気もします。

頭の書き方は工夫しつつも、簡易化マニュアル自体は、今もオープンになっているようなものがございますし、そもそもの簡易化ということは、もうちょっといろいろな工夫ができないかということも、今後のアクションプランの検討事項として掲げているところがございますので、ここの部分に関して、どういったことができるかは、今後、取組としてより一層強化していければと考えてございます。

以上でございます。

○北詰部会長 だから、図面はこれでもいいのかもしれませんが、書きぶりのところはぜひよろしくをお願いします。

では、二本松委員、もしよろしければどうぞ。

○二本松専門委員 ありがとうございます。

本当に質問なのですが、先ほど示していただいた29ページの図の中で、通常のPFI手続だと「実施方針公表」から「事業契約締結」までが1年6か月と書いてあるのですが、簡易化したら1年11か月に伸びるとするのは、どこがどう違って伸びているのか、教えていた

なければなと思った次第なのですが。

○北詰部会長 事務局、どうぞ。

そういうわけではない。

事務局のほうで御説明いただけますか。

○庄司企画官 すみません。事務局のほうで。

○北詰部会長 1対1の対応になっていないですから、この1年6か月と1年11か月をそのまま比較する図ではないですね。

○庄司企画官 そうですね。

○二本松専門委員 前半は、実施方針から事業契約までが1年6か月と書いてあるのです。

下の図は、実施方針の策定から「事業契約締結」までが1年11か月となっていると思うのです。

○庄司企画官 そうですね。

何を比較するかという一括作成でごちゃっとしてしまっているところがあって、分かりづらい。1年11か月と1年6か月を比較してしまうと、含まれているものが違うかなと思います。

1年11か月の言っているところの頭の部分で、通常の手続の幾つかの作業を集約している形で表現しているところがありますが、そういったところがぱっと分かりづらい資料というところもあるかと思imasるので、簡易化に関しましても、もうちょっとうまく整理して、新たに出していければなど。

議事の2つ目でもそういうところをお話しいただきたいと思っているところでございますが、説明が不十分ですみません。

○二本松専門委員 「基本計画」からということで、承知いたしました。

○北詰部会長 注意書きなり、何なり書いていただければと思いますが、下長委員、よろしいですか。一瞬手が上がったように見えました。

○下長専門委員 多分、平成26年度に作られているこの資料は、今から見ると、若干無理があるのかなと思うのです。だから、これを改良していただくのか、あるいはこれをそのまま使うのであれば、説明のところ少し補足なりいただく必要があると思います。

以上です。

○北詰部会長 作り直していただくほどに頑張ってくださいかどうかだけの問題なのですが、趣旨に合うようにしていただくのがいいかとは思います。

難波委員、よろしくお願ひします。

○難波委員 度々すみません。

もう一点、少し小さなことなのですが、30ページの「定性的評価やサウンディングの有効活用」と書かれている項目があるかと思うのですが、定性的評価、サウンディングも恐らく有効なのですが、例えばそれ以外に民間提案制度みたいなものやることによって、公共側が考えていなかったような事業に対して、民間から提案が出てくるような事例も結

構あたりするので、もし可能であれば、そのようなことをやるのも有効ですよ一言書いていただいてもいいかと思いました。

以上です。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

あわせて、渡辺委員、御発言をお願いします。

○渡辺専門委員 渡辺です。

今、下長委員が御発言されていた29ページの部分について、できましたら、こちらの簡略化の事例については、修正をお願いできればと思ったところです。

と申しますのは、自治体様向けに御提案させていただくと、PFI手法を採用する場合あまりにも時間がかかり過ぎるので、見合わせるという発言がかなり多かったと認識しております。

誤解がないように、こちらの期間については正しく表現していただきたいということと、もし修正していただくことが可能であれば、PFI手法を採用せずに、一般的な形で調達した場合の期間も併せて記載していただけると、誤解がない形になろうかと思っておりますので、ぜひそこを御検討いただければと考えました。

以上でございます。

○北詰部会長 すみません。事務局側の回答を待たずに、部会長が言ってあれなのですが、結構たくさんの委員がそうおっしゃっているので、申し訳ないのですが、ここは頑張って直してください。

加えて、事務局、もし御回答があれば、よろしくをお願いします。

○庄司企画官 ありがとうございます。

部会長、ありがとうございます。

工夫をさせていただきます。

あと、難波委員からのお話で、民間提案の話でございますが、手引の27ページの20万人未満の取組の前の章で「参考」という記述を増やしているページがございますので、必ずしも団体の規模に関係なく、検討可能なところと民間提案の活用と追記させていただいています。

1つ目は「地域プラットフォームの活用」ということで、いろいろな対話の機会、民間事業者との接点確保というところ。

2つ目に「民間事業者からの提案の活用」ということで、マニュアル等も整備されていますのでということで、書かせていただいております。

3つ目では、いろいろなマニュアルと連携することが必要ということも書かせていただいておりますので、こちらも参照いただきつつ、取組を進めていただければと考えてございます。

以上でございます。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

ほかに御意見、コメントはございますでしょうか。よろしゅうございますか。

多くの御意見をいただきまして、特に修正すべきところがございますので、それをどのように進めていくか、最後にまたお願いを申し上げられればと思います。

一旦、この議題に関しては質疑をここで切らせていただきまして、次の議題に移りたいと思います。

その他御意見、御質問がある場合は、事務局にメール等で御連絡いただければ、御対応いただけるものと思います。

それでは、議事（２）に参ります。

「今後の事業推進部会での検討事項について」ということで、今年度の我々の仕事をどうやってやっていくかということでございますので、かなりフリーに御議論いただけるのではないかと考えています。

議事（２）につきまして、事務局から御説明いただければと思います。

よろしくお願ひします。

○庄司企画官 それでは、事務局から御説明させていただきたいと思います。

資料は、資料２で御説明させていただこうと思います。

まず、この議事を設定した背景でございますが、今月３日になりますが、令和４年版のアクションプランを決定したところでございます。

この中では、新たな10年間の事業規模目標を設定し、委員会や計画部会での議論とともに、政府内においても積極的に検討を行って、いろいろな施策を見直したり、大幅に強化しているところでございます。

５月27日に委員会が開催されましたが、このアクションプラン案の議論とともに、参考資料４でお示ししているところなのですが、今後の委員会の進め方をお示ししまして、両部会でこういったことを検討していくということを掲げさせていただいているところでございます。

そのうちの「事業推進部会における検討項目」ということで、現在、事務局で検討中の論点などをお示しいたしまして、委員の皆様には、今後の具体的な検討に向けてのアイデア出しをお願いできればありがたいと思っております、忌憚のない御指摘を期待して、今回、御説明させていただきたいと思ひます。

いただきましたコメントを踏まえまして、改めて事務局においても整理を行ひまして、具体的な検討に反映していければというところでございます。

それでは、１ページ目でございます。

４点検討事項を挙げている中の１つ目は「民間提案制度の導入促進」でございます。

アクションプランでは、インセンティブの付与等に先導的に取り組む地方公共団体を技術的に支援とか、民間提案制度の実効性をより高めるための検討を今年度から強化するというところで記述したところでございます。

この中で、今後の取組の論点、留意事項として、事務局のほうで３つプラスアルファで

書かせていただいているところでございます。

1つ目が、提案者に対するインセンティブの設定ということで、本文、アクションプランにもインセンティブという文言が入っているところでございますが、提案する民間企業にとって魅力的で、一方で、地方公共団体にとっては、現実的に設定可能なインセンティブとはどのようなものであろうかというところを考えていく必要があるかと思っております。

インセンティブの一例としましては、加点評価することが考えられますが、この辺りは昨年のマニュアル作成の中にも反映していただいているところでございますが、加点評価や随意契約といったこと以外にも、どういったインセンティブの付与が考えられるかといったことも含めまして御議論いただければと思っております。

2つ目は、民間提案制度の運用の円滑化ということで、制度がうまく使われるということで考えますと、運用の円滑化を一つ論点として挙げてございまして、効果的な民間提案の手法やタイミング、官民の対話の進め方はどのようなことがあるかということ。

民間からの自由な発案による提案制度を促進していくためには、どういった留意点があるかなという点。

民間提案制度の運用において、提案する側、される側双方の負担の軽減のためにはどういった留意点があるかなという点とか、民間提案の促進のために、自治体がどういった情報を発信していくべきかといった点があるかということ等を挙げさせていただいております。

3つ目といたしましては「国による支援の在り方」に関しても御意見いただければと思っております。制度が普及するために、国とかPFI機構に期待される役割はどういうものがあり得るかということ。

それから、そういった民間提案に取り組む自治体に有効な技術的支援とアクションプランの本文に書かせていただいております。

こういったものについて、どういうものが考えられるかということ。

(4)は、そのほかにもいろいろな観点があろうかと思しますので、何か御意見がありましたらということで挙げさせていただいているところでございます。

次のページ以降で、参考になる情報を整理しておりますので、簡単に触れさせていただきます。

2ページでございまして、昨年取りまとめたいただいたマニュアルの中で「民間提案の手法」はどのようなものがあるかということで、6条提案、6条によらない提案ということで「マーケットサウンディング型」「提案インセンティブ付与型」「選抜・交渉型」といったものがあると整理していただいているところでございます。

次のページに行きまして「民間提案の取組状況」を整理してございまして、令和元年9月の時点の情報ですが、民間提案に対応する仕組みを導入しているのは、PFIに基づくもので95団体、PFIに基づかない仕組みを導入しているのが125団体というアンケート結果を回答いただいているところでございます。

それから、制度はいろいろとあるところがございますが、こういった制度が導入されているかというのも、過去の事業推進部会で御報告しているところがございますが、5～10%程度の加点をしている自治体はこれらがありますよということとか、民間提案を採用した場合に、当該提案者を優先交渉権者として協議・交渉し、随意契約を締結するという事例。

それから、企業の参画促進のために、報奨金の方法を可能にするような制度を設けているというのがありますよというのが横浜市の例です。

あとは、民間事業者の提案を促すということで、検討する事業を自治体側が発信していますよというのが川崎市などの例であります。

それから、窓口の設置ということで、常時提案を受け付ける窓口を設けているのは、神戸市などの例があるところがございます。

次のページでございますが、先ほどと重複しますが、桑名市の事例。

それから、左下は、PFI法6条に基づく民間提案制度が使われている実績は、ここに挙げている6件程度という状況とか、右側には、過去にお示ししているものがございますが、富山市の事例なども改めて記載させていただいているところがございます。

こういった取組などもございますが、より一層効果的な民間提案制度を導入していくにはどういった論点があるかということで、ぜひ御議論いただければと思っているのが1点目でございます。

次のページでございます。

2つ目の議題として、事業推進部会で取り扱っていきたいのが「優先的検討規程の実効性向上」でございます。

アクションプランにおきましては、①では、優先検討規程の策定を10万人以上の団体に促していくところはありますが、その中で運用を支援する事業等を実施していくことは、従来からの記述でございますが、引き続き取り組んでいきたいところがございます。

あわせて、③でございますが、策定・運用状況については、毎年度調査を行い、結果を公表するということは従来からの記述でございますが、よりしっかりとやっていくということとともに、策定されたものが適切な記載になっているか、的確に運用を行われているかといった総点検が必要かなど。

その上で、優先検討規程の実効性の向上に向けた見直しを促進していくということで、この辺りの運用を確実にしていくところに関しての記述を強化させていただいているところがございます。

背景といたしましては、優先検討規程の策定をまず進めていくところはありますが、それが本当にPPP/PFIの実施につながっているかということに関しては、まだまだ検証の余地がある、必ずしもそこが実感されている状況ではないかということと、こういう記述をしているところがございます。

「検討の論点・留意事項」として3点挙げさせていただいておりますが、まず、総点検と書かせていただきましたが、こういったところを点検のポイントとしていくかというこ

とで、実効性はどのように判断していくか、一定の判断をしていく上での例えばKPIみたいなものは考えられないかという点があるかというところでございます。

2点目としましては、実効性の向上のポイントということで、まず、規程の運用を容易にしていくためのポイントはどういうところにあるかということは、論点としてあり得るかというところでございます。

あとは指針とかマニュアル、議事の1つ目のほうでも御議論いただいた部分でございますが、国が示しているような優先的検討の考え方が地方公共団体における運用を妨げるとか、もうちょっとこういう言い方をすれば運用を促進するといった観点はないだろうかということ。

3つ目では、優先的検討がPPP/PFIの実施につながる可能性を高めるための運用改善ポイントはありますかというところを挙げさせていただいております。

3つ目といたしましては、こちらも支援事業が行われている部分でございますが、より一層その効果を高めるためには、どういった点を強化すればいいとか、こういった視点もいただければと思っているところでございます。

次のページ以降についても、参考になる現状のデータ等を整理してございます。

6ページでございますが、優先的検討規程の策定状況とPFIの実施状況ということで、こういったものをよくお示ししているのですが、優先的検討規程が策定されている団体が194団体です。

そのうち、PFIの実施経験があるのが118団体です。

これにつきましては、策定されている団体のPFI実施率が6割である一方で、策定されていない団体の実施率は1割強というところで、策定したほうが実施につながる確率が高いという示し方をしているのですが、現状、こういったものしかお示しできていないのが定量的な分析というところでございます。

7ページでございますが「優先的検討規程の運用における課題」ということで、昨年12月の事業推進部会でお示ししたものを改めてになっておりますが、運用状況はどうですかとお伺いしたときに、青色の部分は、対象の事業があつて、優先検討しましたというところで、団体の規模が小さくなるほど割合が減っている。

緑の部分は「対象となった事業がなかった」という回答が多くて、これは先ほどの手引の議論でもあったかと思えます。

あとは赤とか紫の部分でございますが、対象となった事業があつたが、検討が行えなかったとか「対象となった事業があつたかわからない」というところで、その辺りは規程が実効性のあるものかというところでは疑問もある部分かと思えますので、これはいろいろな着眼点があり得るということを示しているところはあるかと思っております。

8ページでございますが、実効性向上に関係する観点として、2つほどヒアリングや情報収集を行ってございます。

1つ目が、内閣府の支援事業を受けて、優先検討規程の案を策定したものの、まだそれ

がファイナライズしていないというケースがございまして、その状況を聞き取ったものでございます。

1つ目ですが、議会におけるPFIに対する反発がなかなか強くて、過去に予算案が否決されたこともあるので、最終化を見合わせている状況があったり、規程策定がPFI事業を実施する中で並行して進められてきたものの、その事業自体が頓挫してしまったので、規程の策定自体が先送りされているとか、規程案は作成されているのですが、所管課が決まらないため最終化できていない事例。

あとは規程案を策定した後に、民間提案制度も盛り込んだものにしていくということで再検討を行っていますといった回答をもらっている状況でございます。

それから、下側でございますが、優先的検討をした結果、PPP/PFIを採用しなかった理由を公表されている団体がございまして、その幾つかを抜粋してきたところでございます。

採用しなかった理由を公表していきましょうということは、指針に書かれているところでございまして、その理由でございますが、1つ目は、民間事業者による運営の自由度が低いという言い方になっているものがあります。

2つ目は、一括発注によれば、十分に業務効率化とかを図ることが可能であるため、PPP/PFIを採用しないということとか、特殊な設備が多くて、PFI事業であれば、いろいろ的確・迅速に対応できるといったメリットが感じられないということだと思っておりますが、こういった理由を挙げているもの。

それから、法令に基づきまして、施設の職員が都道府県職員である必要があるため、PPP/PFIを採用できないということとか、過去の同様の施設において、従来手法が妥当であるとの判断がなされているため、PPP/PFIを採用しないのですよという言い方をされているケースもあります。

あとは、PFI方式の場合、従来よりも竣工が2年遅れると。早期の整備が必要であるためという理由を挙げているところもあります。

最後ですが、設計や維持管理業務においては一定の効果はあるのですが、公共サービスの向上は見込まれないと庁舎建設、学校建設事業などで理由にされているところもあります。

今、こういったところの運用は、各自治体それぞれで行われているところに関しまして、実効性を上げていくためにはどのようなことが考えられるかという検討をしてみればということで挙げさせていただきました。

3つ目の取り組みたい事項でございますが、9ページでございまして「PFIに取り組みやすい環境の整備」ということで、具体的にはどういうことかというところで、アクションプランの記述でございますが、まず、優先検討に関しましては、運用に関する負担を軽減する観点というところで、引き続きということになります。取り組んでいければというところでございます。

2つ目のところで、PFI事業導入の手引は、10年以上前に策定されているものでござい

すが、初めてPPP/PFI事業の検討を行う場合に、いろいろな情報などの参照のしやすさに配慮した見直しとか、手続などの簡易化、期間短縮、負担軽減という視点から改定の検討を行っていききたいと挙げさせていただいておるところでございます。

あとは、下にいろいろな分野のモデル形成を挙げさせていただいているところでございますが、身近な施設でのPPP/PFI活用や、デジタルとかカーボンニュートラルといったことに関しまして、先導的な事例を形成しながら、新たなPPP/PFI活用モデルを形成して、横展開を図っていききたいということも新たに今年度からの取組として挙げているところでございます。

これらの施策に関しての論点、留意事項を3つほど挙げさせていただいているところでございます。

1つ目は、負担軽減が望まれる事項として、どういったところがあるかということで、いろいろな取組をされてきているところでございますが、より抜本的な着眼点はないかということで、その視点について御意見いただければありがたいと思っているところです。

あと、簡易的な取組手法は、これまで御議論いただいて確立しているにもかかわらず、なかなか活用されていないケースもあるのではないかということで、そういったところについても分析が必要かなというところでございます。

あとは、導入可能性検討や優先検討を例に挙げましたが、いろいろな検討のプロセスにおいて重複が起きていないかということが、期間短縮とかの着眼点としてあるのではないかというところでございます。

2つ目ですが、初めてPPP/PFIに取り組む上での必要な環境の整備ということで、1つ目ですが、取り組みやすい事業例とは何か、その際に必要な最小限の知識もどのようなものがあるだろうかというのを整理していけないかということ。

それから、こういった整理をしたとしても、初めてとなりますと、どうしても心理的な障壁もあるかと思っておりますが、そういったものを取り除いていくためには、どういった取組が有効かということについても挙げられればと思っているところです。

あとは、活用モデルの形成の要点というところで、モデルの形成に取り組みたいところでございますが、どういったものが整理されれば、モデルとして普及促進が図られていくかについての御意見もいただければと。

これらも含めまして、そのほかにも取り組みやすい環境を整備していくためには、どういった着眼点があるかということで御指摘いただければ、ありがたいと思っているところでございます。

10ページでございます。

こちらについても、参考情報を幾つかお示ししているところでございますが、例えば「手続きの簡易化に向けた取組」は、長く部会等でも御議論いただいたところございまして、そのうちの一つとして、簡易化マニュアルが作成されていますとか、分野によっては、学校とか国土交通分野でもVFMの簡易シミュレーションなどという情報も出たりしていると

ころでございます。

こういったものを有効に活用できれば、簡易化できる部分もありますが、これを使って
もさらに簡易化が必要なのか、もしくはこういったものが周知されているのかといったと
ころもあるのかというところで、例として挙げさせていただきました。

11ページでございます。

こちらも過去に御覧いただいた機会があったかとは思いますが、PFIは多岐にわたる論
点がございますので、いろいろなガイドライン、手引が策定されて、いろいろな整理がず
っと重ねられてきたところではございますが、こういったものが使いやすい状態にあるの
かということについては、いろいろと検討の余地もあるのかなというところで、現状策
定されているもの以外にも分野ごとのマニュアル、ガイドラインもまた存在するという状
況でございますとお示ししているところでございます。

次のページでございます。

取り組みやすい環境ということでは、いろいろな支援メニューもございますというのを
一覧化しているのがこちらでございます。

こういった支援メニューが有効に使える状況にあるか、メニュー自体がもうちょっとこ
ういったところにも支援が及ぶようだとありがたいとか、いろいろな着眼点はあるかと思
いますが、現状制度化されているこういった支援について一覧化したものをこちらにお示
しさせていただきました。

最後に、4点目の着眼点といたしまして、事業推進部会の検討事項として「情報発信」
の強化に取り組んでいければということで挙げさせていただいております。

「情報発信」の具体的な内容ということで、アクションプランの関連の記述は、上でご
ざいますが、②に、地方公共団体、住民、民間事業者、金融機関等の様々な関係者が、そ
れぞれの立場から効果を分かって実感できるような説明ツールの開発を挙げさせていただ
いてございます。

もう一つですが、先導的な優良事例等を選定して、国が表彰する制度を創設していけれ
ばということで、これで機運を盛り上げて、やる気になっていくようなことが進められれ
ばというところでございます。

今後の進め方を整理しているところがあるのでございまして、説明ツールの開発では、
必ずしもPPP/PFIの関心が高くない層をメインターゲットとしまして、説明対象、アピール
ポイント、広報手段を検討していければということで、先ほどの1番から4番までの対象
に対して、こういったものがアピールポイントかと。

自治体に向けては、財政負担の軽減効果が重要かと思えますし、住民に向けては、サー
ビスが向上するとか、利便性が向上するといった着眼点があるかなと。

民間事業者からすると、民間事業者の収益やビジネスの拡大とかがアピールポイントか
と思えます。

また、金融機関では、貸付先の増加、収益の貢献といった着眼点があるかなと。

それぞれに合わせていろいろな手段、広報内容を考えていけないのかなというところを整理してみているところでございます。

2つ目の表彰につきまして、やっていくに当たりましては、国として横展開を通じてこれから広く進めたい先導的な取組を表彰することを念頭に、具体的なテーマを設定していくことを考えておりまして、下の表の中では、例えば脱炭素、デジタル、民間提案の活用といったチャレンジングな取組とかそういったものをテーマとして挙げて、表彰していったらどうかと。

あと、表彰の対象は「優良事例等」と書いてございますが、テーマに該当する事業だけではなくて、取組体制のような地方公共団体、民間事業者も表彰の対象にしていければと考えているところです。

右側の横にあります、日経BPのホームページに出ているものでございますが「PPPアワード2020」ということでテーマを設定して、このような表彰をされているような例もありますので、こういったものも参考にしつつということでやっていければと。

説明が長くなりましたが、多岐にわたるところで、いろいろな忌憚のない御意見をいただければということで考えてございます。

説明は以上でございます。

○北詰部会長 ありがとうございます。

大きくは「民間提案制度の導入促進」「優先的検討規程の実効性向上」「PFIに取り組みやすい環境の整備」「情報発信」と4つのテーマでございますし、その中でそれぞれの詳細の項目について御説明いただきました。

大項目についてでも結構ですし、それぞれの項目の中の内容についてでも結構でございます。

今日の趣旨は、もちろん内容に踏み込んで御発言いただいても結構なのですが、今年度はどういう活動をしていくかという検討項目についての議論とお考えいただければと思います。

かなり自由に御発言いただいて結構かと思っておりますので、御発言がある方は、挙手ボタンを押していただければと思います。

よろしく願いいたします。

いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

では、今、ぱっと3人の先生方から挙手がありましたので、黒石先生、下長先生、宇野先生の順でお三方のお話を伺っていきたいと思います。

では、黒石委員、お願いします。

○黒石専門委員 黒石です。

今御説明いただいた点は、もちろんいろいろな串で進めるべきだと思いますというのは大前提なのですが、もう一つ、一歩引いた視点で考えれば、この2～3年で大きく社会環境が変わっておるわけで、PPP/PFIを推進しようという我々を取り巻く環境も変わってい

て、特に結果が出始めているコロナショックによる需要リスクの取り方とかはどうしようもない話。3年前までは考えていなかったようなリスクと直面して、どう対峙するかという問題があらわになってきておったりするわけです。ですので、今、これまでの対応を前提とした官民役割分担の在り方や、リスクの取り方とかが成り立たなくなっている現場があります。

私は困難PTばかり個別にやっているものですから特にそう感じるのですが、既にマーケットがあったり、類似プレーヤーがたくさんいたりして、官が抱え込んでいて非効率な世界をどんどん出しましょうという世界はいいと思うのですが、もっと民の知恵とノウハウを活用して、イノベティブな公益的事業を引き出したいという話の場合は、正直、従来型のPPP/PFIが想定している契約とか役割分担ではもう対応できなくなっています。

ですので、スキームの在り方も、それこそサービス購入、独立採算でなく、混合型という形が本気で検討されないといけないと思いますし、フィーのやり取りも、プロフィットシェア型とかリスクシェア型というものがもっと考えられなくてはならないと思います。

もっと言えば、私は20年間、公共調達制度自体の根幹に関わる問題意識をずっと持っているところですが、会計法にも抵触する可能性はありますが、画一的、硬直的な事前手続強制ではなく、もっと弾力的に、本当に民間のパートナーを選定しようという形。ですので、競争入札タイプではない、新たなパートナー探しの手続、それがフェアかどうかをチェックするモニタリング手続という形。公共調達も難しくなっている生き物なので、そういう変化を遂げていかないとと思っています。

表には出しているのですが、あまり御承知されていないかもしれませんが、会計士協会の調達改革を考えるプロジェクトチームでも、欧米、オーストラリア等で行われているグートウェイレビューの在り方、実務的指針も定めたガイドラインを先月、日本公認会計士協会から発表しましたし、公共調達自体の根幹的制度的問題、本当の競争的対話ができないとか、対話により契約内容の変更ができないとか、そこをずっと目をつぶってやってきている世界もスルーし続けてはいけないのではないかと個人的には強く思います。

ですので、御説明があった部分は、淡々とクイックに進めつつも、こういった大きな問題についてもちゃんと問題を棚卸しして、研究し続けるだけでは駄目ですが、ちゃんと追っていかなくてはいけないのではないかと考えます。

以上です。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

事務局、考えておいてくださいね。

下長委員、お願いします。

○下長専門委員 黒石委員が言われたのと少し似ているかもしれませんが、今挙げていただいている4つの論点はこれでいいと思うのですが、コロナ後を踏まえたり、いろいろな公共調達の在り方に対する概念転換みたいなものが起こっている中で、今後のPPP/PFIはどうあるべきかについて、優先的検討を一つ例に取っても「PPP/PFI」と「従来方式」の二

元論で議論していても、もはやあまり意味のない議論ではないかと思っています。

今、公共調達はいろいろなやり方がある中で、どの事業においても、「どういったプロセス、どういった手法で行うのが最適なのかを考えること」を事業推進のプロセスの中に埋め込むことが非常に大事で、その結果、従来方式になるのは、それはそれでいいと考えます。2択とか3択の中で手法を選ぶのではなくて、いかに官民連携とかそういった概念を競争の中に入れていくのかというあたりの導きを議論するようなところが重要ではないかとすごく感じています。言葉足らずで申し訳ないのですが、そういったところの論点というか、議論を増やしていただきたいと思いました。

以上です。

○北詰部会長 ありがとうございます。

宇野委員、よろしくお願いします。

○宇野専門委員 宇野でございます。

私も、4つの柱については、基本的に大変興味深い内容だと考えております。

その中で、多少細かい論点について、少しアイデアを出してみたいと思います。

1点目は、民間提案での報奨金についてです。どのような提案が出てきたら報奨金を払っていいのか、どの程度の報奨金だったらいいのかなど、報奨金を払うに値する提案はどのようなものなのかということに関する要件を整理する必要があると思います。

そうしないと、報奨金が事業コストの一部をなすのかどうか判断がつきづらいのではないかと考えております。その点でももう少し報奨金の面について深掘りしてもよいと思います。

2点目は情報発信についてです。民間提案を進めていくという意味で、自治体が事業について情報を発信していくことはとても大切だと思います。その際、もう少し具体の事業に即して情報発信の在り方を検討してもよいのではないかと考えています。例えば廃校跡地の活用の場合にはどのような情報を発信するのがよいのか、あるいは社会課題解決のためにPPPを活用しようとする場合にはどのような情報を発信すればよいのかといった点を検討してもよいのではないかと考えています。

最後は新しいPPP活用モデルについてです。PPPを地域経済との関係でどのように考えていくのか、あるいは地域活性化との関係でどのように考えていくのかということで、アクションプランには新しいPPP活用モデルが取り上げられていたと思います。私の理解では、地域経済とPPPの関係についてこれまで、地域企業が参加しやすい環境を整えるという議論が主流だったと思うのですが、それに加えて、PPPを使い地域経済を支えるような新しい企業をどのように創るのか、あるいはどのようなPPP事業があるのかを検討するのはどうでしょうか。

例えば、カーボンニュートラルやインフラ維持が話題に上っていましたので、それらを複合的に担える地域の主体づくりを議論することもあり得るのではないかと考えています。

以上、3点です。

○北詰部会長 一旦ここで切らせていただいて、事務局、もし御回答があれば。

最初のお二人の大きな話と、宇野先生の具体的なお話は、少し分けて御回答いただければと思います。

事務局、よろしく申し上げます。ミュートを外してください。

○庄司企画官 御意見ありがとうございます。

この場はアイデア出しということで考えてございますので、皆さんの御意見をしっかりとまた取り込んで議論を進めたいというところで、黒石委員、下長委員は、かなり大きな視点からだと思うのですが、こういうことを意識しながらというところは、今回、アクションプランを大幅に転換したタイミングでもありますので、重要かなと感じているところでございます。

黒石委員から御指摘がありましたこれからのリスクの取り方とか、官民の役割分担みたいな話に関しましては、今、参考資料4は出せますか。

体系的に御説明できなくて申し訳ないのですが、計画部会においては、今後の検討項目といたしまして、例えば「官民のリスク分担の新たな手法」は、まさにプロフィットシェアとかそういった話もあるかと思っておりますし、その上の「制度や推進施策の更なる改善」に関して挙げさせていただいてございまして、具体的には、いろいろな民間からの発案とか、もちろん自治体からでも結構なのですが、既存の制度とか施策を前提にせずに、いろいろな提案をいただいたり、例えば内閣府にもございます規制改革とかの機能を超えた場を通じて議論するとか、PFI委員会の中でもそういった議論ができればということも新たに掲げているところでございます。

それにしましても、公共調達そのものという話になるとかなり大きなところで、それを取り扱うのもなかなか難しいところかと思っておりますが、こういった既存の仕組みにとらわれず、今生じている課題に取り組むようなことは、今後、取り上げていければと考えているところでございます。

あと、宇野委員からは、民間提案制度に関して様々な御指摘をいただいたところでございますが、まさに具体的に考えていこうとしたときに、こういった提案なら評価すべきかとか、こういった提案ならどの程度評価すべきかとかは非常に悩ましいなど。

インセンティブは有効かもしれませんが、一方で公共調達である公平性とかをどの程度考慮するかは、非常に大きな問題をはらんでいるなど思っているところで、事例の研究も必要かとは思いますが、PPP/PFIの民間提案という仕組みだけを捉えて事例収集だけをしていても、なかなか難しいかと思いますが、その辺りは、委員の皆様もいろいろな御知見からこういったものを見たほうがいいのか、そういうものもありましたら、ぜひ我々に御指摘いただければありがたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○北詰部会長 ありがとうございます。

前半の大きなテーマのほうなのですが、2つあって、一つは、両先生方の御指摘は、こ

こ数年あるいは将来のかなり大きな社会環境変化をバックにして、少し根本的な議論も必要だろうという御指摘なので、それを大々的にここで掲げることがおっしゃるように少し難しくても、その論理の背景から得られた詳細な検討項目があれば、事業推進部会で採用するという選択肢はずっと残しておいてほしいし、何なら実際やりたいなと思っております。

もう一つは、計画部会との仕分ですが、両部会に両方とも入っておられる委員が何人かいらっしゃると思うのですが、これもうまく仕分していきながら、別にどっちかの部会でしか議論してはいけないなどというルールはないので、事業推進部会のほうで議論すべきものがあるとすればやっていかないと。

内閣府のこの委員会としては、そういう大きな議論を避けてはいけないというのが両先生の御指摘だと思いますので、課題整理等で終わらないで、ぜひ積極的に何か考えていきたいなと私自身も思います。

よろしく願いいたします。

また後でその話は復活してくるかもしれませんが、一旦、手を挙げておられる先生方3人に振りたいと思います。

難波委員、横山委員、渡辺委員の順でお願いしたいと思います。

まず、難波委員、よろしくお願ひします。

○難波委員 ありがとうございます。

先ほど来からの議論のある中で、今、国際的にもPPPがどのように変化に対応していくべきなのかが一番大きな議論になっていて、特にカーボンニュートラルみたいなものは、既存の事業であっても対応していくべきではないか、そのために契約はどうあるべきかという議論も出てきていますし、当然、コロナのような環境変化にどう対応するかという非常に大きな話なので、特に事業推進という視点から考えたときに、事業がPPPであるがために、硬直的で対応できない、だからPPPをやらないとか、あるいは先ほどの議論にあったように、準備に4年もかけていたら、その間に環境が大きく変わってしまうから、PPPをやるのがリスクになってしまうということになると、PPPが事業をやる、やらないという俎上にのらなくなってしまう危険性があるので、そういったところの大きな議論、PPPがどうあるべきかというところもひとつ視野に入れながら議論すべきだろうと改めて言わせていただきます。

その上でなのですが、幾つか、どこに当てはめるかは事務局にお任せするのですが、例えば先ほど活用策というところで、応用編で、今後の課題かなという形でおっしゃっていた広域化とかバンドリング、あるいは特定事業を追加していくような柔軟なやり方みたいなところの議論も、できればもう少し皆さんでしていければいいのかなと思いました。

あと、国からの支援策のところでも、例えば民間提案を受けてしまった、受けてしまったと言ったらおかしいなあれかもしれないのですが、受けた自治体に対する国の支援の在り方、あるいは今後、いろいろな事業で、あまりキャパシティーのない自治体に広がって

いったときに、モニタリングに対する国の支援の在り方といったところも、話としてしていくことができればいいのかと思います。

あと、いろいろな新しいやり方として、プロフィットシェアとかいろいろなやり方が出てきているのは承知した上で、その一方で、それが簡易化とは逆方向に進んでしまっている実態もあると考えているので、簡単にやれるプロジェクトは、もっと簡単に、シンプルにやっっていこうよというメッセージも一つには必要なのではないかと考えているので、そういうところも併せて議論できればと思います。

すみません。あまり整理されていない意見ですが、よろしくお願ひします。

○北詰部会長 ありがとうございます。

では、横山委員、よろしくお願ひします。

○横山専門委員 滋賀大学の横山でございます。

私からは1点だけですが、今回、また新しく策定されます優先的検討規程の手引をいかに一層啓蒙、普及していくかといったところが今後の大きな鍵だと思います。

そこで、御提案がございますが、私の知る限り、優先的検討規程を地方自治体で策定するときの庁内体制は、手引の中に掲載されましたように、行革とかそうした既存の委員会があって、その中でPPP/PFIの優先的検討規程が策定されるといったケースも多く見受けられます。

一方、優先的検討規程のみを策定するという目的の独立した策定委員会をつくって、策定されるといったケースもあります。

そういうことが全くないという自治体もあるわけですが、そこで私がよくお聞きしますのは、そうした優先的検討規程を策定することに当たって、いきなりアドバイザーといったものをコンサルの皆さんに御相談するのは、そこまでもまだハードルが高いといったこともお聞きします。

私は、そうした行政委員の委員をよく仰せつかるものですから、私が行革委員等になっている自治体においては、私が御助言申し上げて、優先的検討規程を策定する作業に携わったりするのですが、そうではない自治体は、なかなかそこへアプローチできないといった事情がおりかと思ひます。

そうしたときに、これは御提案ですが、今も可能なのかもしれませんが、優先的検討規程を策定するについてのアドバイザー的な役割は、私などはもしそういう登録制度等がございましたら、ぜひ登録させていただいて、全国に紹介していただきたいと思ひます。

今はオンラインで本当に便利になりまして、滋賀県はもとより、私も岐阜、愛知、三重とか京阪のほうに委員等でお邪魔することもあります。遠く離れた自治体でも、今はこうしてZoomでつながることができます。そうしたことで、策定に関するアドバイザーは務めることができますので、ぜひ御検討いただけたらと思ひます。

以上でございます。

○北詰部会長 では、渡辺委員、お願ひします。

○渡辺専門委員 渡辺です。

今後の事業推進部会で検討すべき事項ということで提起いただいたテーマで、ぜひ議論をお願いしたいと思っております。

その中で、2点ほど述べさせていただければと思います。

先ほどから、時代であったり、環境の変化といったものに対応していくことを検討していくべきであろうという御意見が多く出ているのですが、その中で、今まで1自治体単位で検討していくところが既定路線できているかと思うのですが、少子高齢化等を踏まえた中では、今後、地域単位で検討していく案件、事業化していかなければならないような事業も多く含まれてくるかと思えます。

例えば水道事業といったものは、広域化を前提に考えていかなければならない状況下にあるかと思えます。こういった部分も含めて、今後、民間提案制度の導入促進を考えていただきたいというのが1点です。

2点目ですが、策定いただいた規程類といったものについて、認知度を上げていくために、項番4の「情報発信」の取組をお願いしたいと思っております。

コンシューマー向けに情報発信していくということであれば、例えばYouTubeであったり、Twitter、LINEといったSNSは大変有効だと思うのですが、自治体様であったり、議員様、民間の事業会社といった団体に向けて情報発信していくために、有効なツールといったものを検討していくことが必要ではないかと考えております。こちらを含めて、ぜひ御議論いただけるとありがたいと思っております。

以上です。

○北詰部会長 それぞれ御提案ですので、受けますという話なのか、あるいは検討させていただく等、いろいろなお答えの仕方はあるかと思うのですが、事務局、よろしく願います。

○庄司企画官 ありがとうございます。

いろいろな着眼点をいただきましたので、しっかりと受けさせていただいて、いろいろと議論できればと思っています。

1点だけ、横山委員からお話がありましたコンサルに発注する前段階でいろいろな御相談なり、そういう方法があればということかと思うのですが、我々の専門家の派遣制度みたいなことは、そんなに長い期間ずっと派遣するというよりは、単発のものかと思えますので、こういったものもうまく使う。

どのような使い方かというのも併せて知らせていくことも重要かと思えますので、制度がありますよということに加えて、こういう制度はこういう場面で使えるとか、こういう場面で使ったら、次はこういうステップに進むとか、そういうやり方もあるのかなとは思いますが、皆さんいろいろな事業例とか、各自治体の取組を見られているものから、このようにしたほうがいいのかというのは、随時いろいろと気になる部分は出てくるように思いますので、ぜひそういうインプットを継続的にいただければありがたいと思っております。

でございます。

以上です。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

1点目の時代変化に対応して、いろいろな検討もどんどん進めていくという話と、簡易化の方向を両立するような形で、別にどちらかに特化するつもりは毛頭ありません。それが両立するような形で議論、課題を整理できればと思っております。その辺もよろしくお願いいたします。

では、続きまして、山口部会長代理、福島委員、二本松委員の順でいきたいと思えます。

山口委員、よろしくお願いします。

○山口委員 御説明ありがとうございました。

検討事項については、このような内容でよろしいかなと思うのですが、1点「優先的検討規程の実効性向上」で、視点というか、論点というか、持っておかなくてはいけないなと思っているのは、既に優先的検討規程を策定しているのだけれども、実際にそれが活用されていない自治体があると。これは恐らく、規程を策定するようという形で推進されているので、取りあえず形だけつくったと。だけれども、そもそも運用することを想定していないという自治体が少なからずあるのではないかと思うのです。

それが多分、先ほどの7ページのアンケートの結果で「対象となった事業がなかった」という回答はかなり多い。対象になった事業がないという状況ですと、基本的に対象とする事業は、どういった事業を行うかは、ある程度計画を立てていると思うのですが、それと実際の優先的検討規程の射程がずれているということだと思えます。

さらに「対象となった事業があったかわからない」という回答もあるわけで、それはそもそも使うことを想定しているのかという話になるので、形だけつくっていても、当然、それは運用されないということになるので、実効性は上がらない。

さらに今回、今後5年間のアクションプランの策定が既に完了しまして、PPP/PFIの範囲は大きく変わったということもありますので、既に策定済みの自治体であっても、特に運用されていない自治体においては、今回のアクションプランの公表を踏まえて、もう一度優先的検討規程を実際の自治体の実施予定の事業を踏まえた形で、自主的な見直しをしていただく必要があるのではないかと思います。その辺りも少し検討、整理していただいて、自治体側に発信していく必要があるのではないかと思います。

以上です。

○北詰部会長 ありがとうございます。

では、福島委員、お願いします。

○福島専門委員 私からは、全然違う観点で恐縮ですが、ずっと前から思っていることなので、この際にと思えます。

直接的に事業推進に結びつくかどうかと言われると、間接的だとは思いますが、挙げていただいた中で「情報発信」とかがありましたので、恐らくその範疇、レベルに入ってく

るものと思います。

私自身、直接見たことはないのですが、恐らく、内閣府の中でPFIに関するデータをお持ちなのだと思います。恐らく、毎年「PFIの現状について」とかをつくられている基になったり、こういった資料を作るときの基にされているデータが多分あるのだと思うのですが、それをオープンにされてはどうかと思っています。

行政のオープンデータという観点もありますし、「PFIの現状について」を1年に1回つくられているかと思うのですが、民間と言っていいのか、協会等で整備されているのはもちろん重々承知していますが、本来は多分、基本的に国がこういうのをデータ整備して、オープンにする。中国などでも普通にPPPのデータベースがあるぐらいですから、日本でできないわけではないと思っています。

要するに、国がデータについてちゃんと整備してくれると、僕も研究者としての顔もありますし、大学の先生方ももちろんそうですし、いろいろな研究も出てくるということで、間接的ではあるのですが、PFIの事業推進に結びつくのではないかとと思っています。

だから、国としては、スタティックなデータを提供してくれれば、分析は民間がやりますよと、簡単に言うたそういう話で、単純に持っているデータベースをオープンにされてはどうかというところを、もし可能であれば「情報発信」の中で検討いただければありがたいと思っています。

以上です。

○北詰部会長 ありがとうございます。

二本松委員、よろしくお願いします。

○二本松専門委員 ありがとうございます。

今後の進め方とか議論の内容については、特段異論があるわけではないのですが、先生方がこれまでおっしゃってくださったとおり、昨今の社会変化を踏まえて、それらを見無視して今後、PFIを進めていくことはなかなか難しいかなと思いますので、今後、PFI事業をより推進していくために、それこそ社会変化を踏まえて、どこに問題があったのか、それこそ入札制度なのか、契約の問題なのか、そういった問題点を含めて広く集約、議論して、それで今後の議論内容も決めていけるようなことができればいいのではないかと少し思いました。

もう一点、民間提案制度なのですが、今までインセンティブがどうなのですか、随意契約の問題とか、法制度の制限があるのは十分に分かっているのですが、今の制度だとなかなか進みづらいところが現実ではないかなと思っていますので、資料2の1ページの最後の「その他、民間提案がより一層活用されるために有効な取組として考えられることは何か」は、もう少し具体的内容で、海外でどういうことをやっているのかとか、それこそ民間がこうだったらやりやすいというところとか、少し情報を収集していただいて、選択肢としてもう少し出てくると、議論もしやすいかなと思いました。

以上です。

○北詰部会長 ありがとうございます。

先ほどの整理と違うのですが、村松委員も手が挙がっていますので、村松委員もぜひ併せて御発言いただければと思います。

○村松専門委員 ありがとうございます。

今回まとめていただきました今後の活動は、異論ございません。

先ほど横山委員がおっしゃったことと若干かぶるところになってしまいますが、こちらから提案させていただきます。

小規模自治体におかれてのなかなか取り組みづらいという問題点は、ノウハウ不足、マンパワー不足にあると資料の中にも御記載いただきました。そこを打ち破って、初めの一步を踏み出して、いかにPPP/PFIに取り組んでいただくかという後押しは様々な形でやっていただいているものの、自治体の方、職員の方々を動かしていくために、有効なものとして幾つか考えられると思います。

首長の方のリーダーシップであったり、先ほど横山委員がおっしゃっていたように、外部の有識者会議をお持ちのところであれば、有識者の方々からの働きかけもあると思います。

また、可能性調査とか一次評価といったところで外部のコンサルに委託することもあると思うのですが、ここはなかなか予算がつきづらいところかもしれませんので、国からの補助金を積極的に活用いただけるようにといった働きかけも有効かなと思っております。

また、機構からの専門家派遣といった事例も今まであったと思いますので、自分たちのところでノウハウやマンパワーが不足しても、外部のこういったものが使えるのだよというのをまだ十分に認識していらっしゃらない自治体もあるかもしれませんので、その辺のアピールというのですか、そういうものを併せてやっていただければいいのかなと思っております。

そのような外部委託、補助を受けて行ったり、機構から専門家派遣をした場合については、これはジャストアイデアですが、そういった支援を受けたら、このようになったという事例紹介。自治体だけでやったのではなく、外部の方を入れたらこのように動きましたといった事例紹介を横展開するといった観点で協力いただくのも一つの方法かなと思っております。ここは「情報発信」との組合せという形になりますが、提案させていただきます。

以上でございます。

ありがとうございます。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

4名の先生方からまとめて御意見を伺いましたが、これもまた事務局から特にこういった点に対応できるとか、ここは既にこういうところで触れてありますよとか、そのようなコメントがございましたら、よろしく願います。

ミュートを外していただいて、事務局、よろしく願います。

○庄司企画官 御意見ありがとうございました。

多岐にわたるいろいろな御意見で、どれも非常に私の心に響くものでございますので、ぜひ取り組めるようにしていきたいと思っております。

山口先生からいただきました規程の話は、かなり本質をぶっちゃけて言っていたいているところがあるかと思っております、我々の実感にも合うところで、今のアクションプランでも、優先的検討規程の実効性向上に向けた見直しを促進すると、見直しをしっかりと視野に入れたいといけなかなという意識ではおりますので、ぜひどういうところがポイントかという議論をしっかりと進められればいかと思っておりますのでございます。

それから、福島委員からのデータをできるだけオープンにするということは、ぜひ取り組んでまいりたいと思っておりますし、これまでの部会なども、我々がいろいろと加工して、いろいろとお示したりというところでございまして、こういったところに関してもオープンにさせていただければ、皆さんいろいろと分析とかもしていただけるというつもりで、まず、いろいろなものをオープンにすることにも取り組めれば、より議論が深まるポイントにもなってくるかと思っております。

今、我々が持っているデータの精査を始めているところでございますので、ぜひしっかりとそういうものを活用していただけるような環境を整えていきたいと思っておりますのでございます。

あと、二本松委員からは、今後の社会の変化とかに対応してというところもかなり大きい部分はございますが、併せまして民間提案のところは、海外の事例などもいろいろと整理されているところのレビューを始めているところでございますので、必ずしも我々が与えられた範囲の中での検討ということではなくて、ここも実効性を上げていくということでは、もうちょっと視野を広く持たないといけなところかと思っておりますので、そういうことにも留意しながら進めていければと思っておりますのでございます。

最後に、村松委員からも御指摘いただいた点は、多岐にわたるところで、本当にどうもありがとうございますというところなのですが、支援を受けて、このようなものができたというところに関しては、すごく大事な視点かなと思っております。

我々が事例集とかを出させていただいている中でも、どうしてもこの場所にこういう施設ができて、このように使われているぐらいの紹介にとどまっていますが、もうちょっとこういう支援があつてとか、こういう議論を経てとか、こういうところで試行錯誤してとか、そういうストーリー、あとは結果、どういう効果が起きているとか、事例集一つ取っても、示し方で全然違う部分もあるかと思っておりますので、こういったものも含めまして、いろいろと我々が収集しているものをいかに示していくかというところに取り組めればと考えているところでございます。

以上でございます。

○北詰部会長 どうもありがとうございます。

もしほかに御意見等がございましたら、いかがでしょうか。

私から2点申し上げます。

1点目は、このラインに乗った議論ですが、実際に幾つかの未経験、あるいは経験の少ない自治体にPFIの適用を広げていくという文脈の中でいきますと、2つぐらい情報が欲しいかなと思うのが、一つは、大分前にも申し上げたことはあるのだけれども、既にPFIをされたところで、実際、自治体職員がどれぐらいマンパワーと時間をかけたのかという人工計算みたいなものがもうちょっとできないかなと。

新しく導入しようとしたときに、当該の部署の管理者が自分の部下をどのように配置してやればいいのかは、意外と分かりにくいのではないかとということと、当然、その職員がどんなスキルを持っている必要があるのかというあたりをクリアにしていけないと、多分、自治体職員にPFI事業をやらせようとする立場の管理者の方からすれば、極めて怖いと思います。

そういった情報が要るだろうということと同時に、今度は地元の企業向けなのですが、小さな自治体の地元企業でもし適用されたケースがあったときに、単に地元の企業にどういうメリットがあったかという情報もそんなにはないのではないかと考えています。単純に売上が上がりましたとか、受注が増えましたぐらいだったらあると思うのだけれども、こんなスキルが上がりましたとか、企業内のネットワークが出来上がりましたとか、人材育成ができましたみたいな効果はないと思うのです。

ですから、やみくもに経験のない自治体の地元企業が、PFIなる何か黒船みたいなものがやってくるから、怖いと言っているような状況であれば、その地元企業に、ほかの事例では、地元企業でこんなメリットがあったよという情報は極めて有効なかなと思うので、そんなものを集めていくことで、一つ突破口ができるかとは思いました。これが1点目でございます。

2点目は、極めて重たい議論なのですが、先ほど来ずっと多くの先生方がおっしゃっていますように、時代、環境の変化に基づいて、PPP/PFIも大きく見直す時期に来たと思います。

たくさん先生方がそうおっしゃっていますので、部会長としては、そういったテーマも進めていくべきだろうという立場にありますので、今回、事務局から4つの大きな課題を提案していただきましたが、実際に議論ができるようなフレームにするためには、どういう項目出しをすればいいかは、まだ私もノーアイデアですが、5つ目の大きな課題を出すか、あるいは今までの4つの間の中に入れていく形として、そういった時代、環境の変化に対応した新しいPPP/PFIのスキーム、議論とか、公共調達の在り方といったものについて取り組むような姿勢をぜひ示していただければと思います。

いろいろな先生方から御意見いただきまして、私自身が極めて納得した御意見は、下長委員がおっしゃっていたPPP/PFIか、従来方式という二元論は思考停止に陥るやり方かなと思います。

本当に多様なスキームとか調達の在り方があって、それについて、現場サイドでは、い

ろいろな方々が現実の仕事に応じてスキームを組成されたり、公共調達のやり方もされていて、その中で既存の法律とか制度が壁になったり、知識の偏在みたいなものがその障害になったり、いろいろなところで壁にぶち当たって、現場で苦勞されていると見聞きします。

内閣府として、あるいはいろいろな省庁の持っているいろいろなスキームと衝突するところがいっぱいあるので、すぐにできるなどということは我々も思っていないのだけれども、少なくとも課題出しとか現行の制度でここまでできる、あるいはこれを突破するために、どうしてもこの制度、法律を変えていかなければいけないという洗い出しぐらいはやってもいいかなと思いますので、今年度どこまでできるか、あるいはその先の持ち越しかもしれません、少し長期課題として持っておきたい。

というのは、我々が事業推進部会をやったときに、アクションプランの流れを踏まえて、今のところ数を増やそうとか、普及をしようということ、先ほど来申し上げたような経験のない自治体とか小さな自治体はどうしたらいいかということにかなり多くの時間を割いてきたのだけれども、既にたくさんの多様な経験を持っている大きな自治体とか経験豊富な自治体でも、新しい時代の流れに応じてどんどんやっていきたいのに、なかなかうまくいかないという部分について、既に課題を抱えておられる。

その部分についての対応も内閣府のPFIの役割だし、事業推進部会にも役割がちゃんとあるはずなので、年度の初めです、もう一回そっちに目を向けることを忘れないでおきたいというのが、多分、多くの先生方の御指摘を仮にまとめるとそういうことなのだろうと思います。

経験のない自治体への普及活動について、手を休めるつもりは毛頭ないのだけれども、そちらに重きを置き過ぎたという点について、反省とまでは言いませんが、少し見直しをして、時代の流れにおけるスキームの変化みたいなもので、場合によっては先進自治体に対しても提案できるような内容を両にらみで議論できればと思った次第でございます。これはコメントです。

ただ、要望あるいは要求でもありますので、よろしくお願いします。

先生方、もしほかにございましたら、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

では、議題（2）につきましても、一旦クローズさせていただきます。

その他御意見や御質問がありましたら、委員会後でも結構ですので、事務局に御連絡いただければと思います。

さて、これで今日予定しておった議事が2つ終わったのですが、1点目の議題のほうですが、幾つか修正の御意見があったかと思えます。

特に大きなものは、一つは、29ページの例のスケジュールのPFIの流れ図です。これについて、ぜひ修正してほしいということでしたので、これを直していただくことと、全体として、対象事例の事例集みたいな雰囲気になっているのだけれども、例えば理念的なものとか、そういった背景みたいなものも書き添えていただくことが大きな修正として出てい

たと思いますし、そのほかにもいろいろとあったと思います。

これをどうするかなのですが、一応、舞台裏の話を言って申し訳ないのだけれども、基本的にはそういったことを踏まえて、事務局に修正していただいた上で公表していく予定になっております。

修正内容の確認について、私の手元のシナリオでは、部会長に一任お願いしたいというふうにしろと書いてあるのですが、2点目の事例集みたいところに少しいろいろとコメントを加えてやっていくのは、私自身もぜひ一任お願いしたいと自信を持って、胸を張って言えるのですが、先ほどの29ページの図の修正は、どういたしましょうか。

事務局に修正していただいて、私なりにチェックをして、それで進めるという形にするか、北詰は信用ならぬから、私も見たいということで、どなたかいらっしゃいますか。大丈夫ですか。

では、大変恐縮ですが、こういった修正内容について、私、部会長が確認させていただきますので、一任願えれば、それで修正したものが事務局から公表されるという流れになろうかと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(首肯する委員あり)

○北詰部会長 ありがとうございます。

それでは、本日の議事は以上とさせていただきます。

本日は、皆さんの非常に積極的な御意見をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、事務局にお返しいたします。

○庄司企画官 皆様、本日はどうもありがとうございました。

手引の改定につきましては、今、部会長からございましたように進めてまいりたいと考えてございます。

また、現専門委員の任期は明日までということになってございまして、今後、また改選手続を経て、新たな体制が発足しまして、本日の議論を引き継ぎながら検討を進めてまいりたいと考えてございます。

次回については、その辺りの調整を経て設定させていただきたいと思いますので、また後日、日程調整もさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、事務局に人事異動等もございまして、御挨拶をさせていただければと思います。

○福永参事官 参事官の福永でございます。

先生方には、これまで1年間、私の着任以来、御議論いただきまして、ありがとうございます。

私は、明日付で内閣府から異動することになりまして、この1年間、非常にいろいろと御指導いただきましたことに改めて感謝申し上げます。

今回、この1年間の非常にアクションプランの策定ということで、どちらかといえば個別の事業推進というよりは、大きいフレームとしてどうしていこうかという議論が中心で

あったかと思えます。

これまでも御説明申し上げましたように、アクションプランを踏まえて、今後は目標に向けて個別の施策をしっかりと積み上げていく、個別のプロジェクトを進めていく段階にまたもう一段、これまで以上にギアを上げて、プロジェクトの数を積み上げていこうというステージにまた来たと思っております。

そうした中で、先ほど来御議論いただいておりますが、一つは地域と対象を広げるという中で、まずは今のフレームの中で、今のやり方をどう広げていけるか、適用できるかというところをしっかりと追求したいと思えますし、そうした中で、これは何度も御指摘いただきましたように、環境の変化からすると、今の仕組みではうまくいかないところも当然あるかと思えます。

この2つは、正直、両方とも大事なのですが、これを両方同時並行で完全にこなせるかというのもまた難しいところでもありますので、私としては、まずは、今のPFIの持っているツール、仕組みの可能性をしっかりと追求していくことを先生方の御指導もいただきながらより深めていき、そうした中で見えてくるであろう、今の環境からすると、今の仕組みではうまくいきにくいところの部分の課題をそこはそこでしっかりと洗い上げつつ、それへの対応は、課題を抽出する形で、少し中期的な視点も含め対応していくのがいいやり方ではないかと思っております。

PFIの対象がこれまでも多岐に広がってきている中で、正直、内閣府としてうまく現状をつかみ切れていないところがあるのではないかと反省しておりますし、また、その部分について、先生方にこれまで以上にインプットをいただければありがたいと思っております。

私はこのようなことを申し上げながら、先ほど申し上げたように、替わることになりましたが、引き続きPPP/PFIへの御指導を賜ればと思っております。

よろしく願いいたします。

○庄司企画官 ありがとうございます。

最後になりますが、同じく、進行と説明をさせていただきました私、庄司でございますが、この7月1日をもって異動することとなりました。

資料、説明等、拙い進行も多々あったところと思えます。

今日もマイクの調子が悪いようで、都度伝わりにくかったところはあるかもしれませんが、引き続き議論も、内容もしかり、進行もしかり、しっかりと進めてまいりたいと思えますので、引き続き御協力いただければと思えます。

1年間どうもありがとうございました。

それでは、本日は以上で閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございました。